資料 No.3

㊥

厚生労働省発基 1125 第２号
令 和 ８ 年 11 月 25 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣　上野　賢一郎

鳥取県・島根県総合スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性の有無について
（諮問）

令和８年９月７日付けをもって申出代表者ＵＡゼンセン会長永島智子から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第１項の規定に基づき、鳥取県・島根県総合スーパーマーケット最低賃金の決定に関する申出があったので、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

㊥

厚生労働省発基1125第４号
令 和 ８ 年 11 月 25 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣　上野　賢一郎

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県総合スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和８年９月７日付けをもって申出代表者ＵＡゼンセン会長永島智子から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第１項の規定に基づき、福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県総合スーパーマーケット最低賃金の決定に関する申出があったので、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

㊥

厚生労働省発基1125第５号
令 和 ８ 年 11 月 25 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣　上野　賢一郎

宮崎県・鹿児島県総合スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和８年９月７日付けをもって申出代表者ＵＡゼンセン会長永島智子から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第１項の規定に基づき、宮崎県・鹿児島県総合スーパーマーケット最低賃金の決定に関する申出があったので、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。